

○上天草市シンボルキャラクターの使用に関する要綱

平成21年4月21日告示第65号

改正

平成26年5月7日告示第37号

上天草市シンボルキャラクターの使用に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、上天草市シンボルキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用について、必要な事項を定めることにより、キャラクターの有効な活用を図ることを目的とする。

(基本デザイン)

**第2条** キャラクターの基本デザインは別図1のとおりとする。

(使用申請)

**第3条** キャラクターを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、キャラクター使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 上天草市及び市職員が業務に関し使用する場合
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) その他、市長が適当と認めた場合

(使用の許可)

**第4条** 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合は、使用許可通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要な条件を付することができるものとする。

(使用の不許可)

**第5条** 市長は、第3条の規定による使用許可申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) キャラクターの趣旨に反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用しようとする場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認める場合

2 前項の規定によりキャラクターの使用を許可しないときは、使用不許可通知書（様式第3号）

により申請者に通知するものとする。

(使用料)

**第6条** キャラクターの使用料については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

**第7条** 第4条の規定により、キャラクターの使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 商標法（昭和34年法律第127号）第5条の規定に基づく商標登録出願を行うことはできないこと。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (3) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (4) 商品等の完成後については速やかに市長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状のわかる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。
- (5) キャラクター使用時には「(C) 上天草市」との表記を付すること。ただし、スペース等の問題で表記が困難な場合についてはこの限りでない。

(許可内容の変更等)

**第8条** 使用者は、第4条第1項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用変更許可申請書（様式第4号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、許可することが適当と認めたときは、使用変更許可通知書（様式第5号）により通知し、変更を許可しなかったときは、使用変更不許可通知書（様式第6号）により通知する。

3 第5条第1項の規定は、第1項の場合に準用する。

(使用許可の取消し)

**第9条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に基づく規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、許

可を取り消された者が負担するものとする。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成21年4月21日から施行する。

**附 則** (平成26年5月7日告示第37号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の上天草市シンボルキャラクターの使用に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第8条関係)

別図1